

1. 東京 2020 大会の正式名称

第 32 回オリンピック競技大会（2020／東京）

東京 2020 パラリンピック競技大会

2. 東京 2020 大会の目的

2.1 大会ビジョン

東京2020大会の開催を担う公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「大会組織委員会」という。）は、2015年2月に国際オリンピック委員会、国際パラリンピック委員会に提出した「東京2020大会開催基本計画」において以下の大会ビジョンを掲げている。

スポーツには、世界と未来を変える力がある。
1964年の東京大会は日本を大きく変えた。2020年の東京大会は、
「すべての人が自己ベストを目指し（全員が自己ベスト）」、
「一人ひとりが互いを認め合い（多様性と調和）」、
「そして、未来につなげよう（未来への継承）」を3つの基本コンセプトとし、
史上最もイノベティブで、世界にポジティブな改革をもたらす大会とする。

2.2 都民ファーストでつくる「新しい東京」～2020年に向けた実行プラン～

東京都は、平成28年12月に策定した「2020年に向けた実行プラン」において、「都民ファーストの視点で3つのシティを実現し、新しい東京をつくる」ことを示している。また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京2020大会」という。）の成功に向けた取組を分野横断的な政策の展開に位置付け、「東京2020大会の成功は、東京が持続可能な成長をしていくための梃子であり、そして、ソフト・ハード面での確かなレガシーを次世代に継承していかなければならない」としている。

東京2020大会実施段階環境アセスメント（以下「本アセスメント」という。）の実施にあたっては、適宜「2020年に向けた実行プラン」を参照し進めていく。

都民FIRST(ファースト)の視点で、3つのシティを実現し、新しい東京をつくる

東京 2020 大会の成功とその先の東京の未来への道筋を明瞭化

【計画期間】2017（平成 29）年度～2020（平成 32）年度

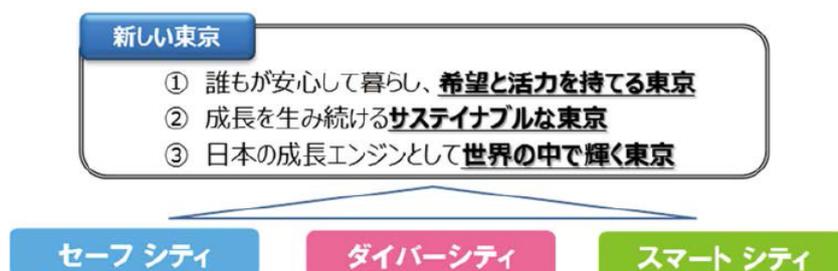


図 2.2-1 「2020年に向けた実行プラン」における3つのシティ

3. 東京 2020 大会の概要

3.1 大会の概要

大会組織委員会は、東京2020大会において、オリンピック競技大会は7月24日の開会式に続いて、7月25日から8月9日までの16日間で開催し、閉会式は8月9日に予定している。また、パラリンピック競技大会は8月25日から9月6日までの開催を予定している。

実施競技数は、オリンピック33競技、パラリンピック22競技である。

3.2 東京2020大会の環境配慮

大会組織委員会は、「東京2020大会開催基本計画（2015年2月策定）」の中で、東京2020大会は、単に2020年に東京で行われるスポーツの大会としてだけでなく、2020年以降も含め、日本や世界全体に対し、スポーツ以外も含めた様々な分野でポジティブなレガシーを残す大会として成功させなければならないとし、「東京2020アクション&レガシープラン2016（2016年7月策定）」において、街づくり・持続可能性に関する以下のレガシーとアクションを示した。

表 3.2-1 街づくりに関するレガシーとアクション

| レガシー | アクション |
|-----------------------------------|---|
| 「ユニバーサル社会の実現・ユニバーサルデザインに配慮した街づくり」 | 競技施設、鉄道駅等のユニバーサルデザインの推進、アクセシブルな空間の創出等、ユニバーサルデザインに配慮した街の実現 |
| 「魅力的で創造性を育む都市空間」 | 都市空間の賑わいの創出、公園・自然環境等の周辺施設との連携 |
| 「都市の賢いマネジメント」 | ICTの活用、エリアマネジメント活動の活性化等 |
| 「安全・安心な都市の実現」 | 安全・安心のための危機管理体制の構築 |

表 3.2-2 持続可能性に関するレガシーとアクション

| レガシー | アクション |
|----------------------------|---|
| 「持続可能な低炭素・脱炭素都市の実現」 | 気候変動対策の推進、再生可能エネルギーなど持続可能な低炭素・脱炭素エネルギーの確保 |
| 「持続可能な資源利用の実現」 | 資源管理・3Rの推進 |
| 「水・緑・生物多様性に配慮した快適な都市環境の実現」 | 生物多様性に配慮した都市環境づくりや大会に向けた暑さ対策の推進 |
| 「人権・労働慣行等に配慮した社会の実現」 | 調達等における人権・労働慣行等に配慮した取組の推進 |
| 「持続可能な社会に向けた参加・協働」 | 環境、持続可能性に対する意識の向上、参加に向けた情報発信・エンゲージメントの推進 |

また、大会組織委員会は、東京2020大会を持続可能性に配慮した大会とするため、大会関係者の拠り所となる「持続可能性に配慮した運営計画 第一版（2017年1月）」を策定した。本運営計画において、東京2020大会が取り組む持続可能性に関する主要テーマを、「気候変動（カーボンマネジメント）」「資源管理」「大気・水・緑・生物多様性等」「人権・労働・公正な事業慣行等への配慮」「参加・協働、情報発信（エンゲージメント）」の5つとしている。

4. 大井ホッケー競技場の計画の目的及び内容

4.1 目的

大井ホッケー競技場は、東京2020大会において、オリンピックのホッケー会場として利用するため、競技施設を整備する計画である。また、東京2020大会後は、都内有数の多目的人工芝競技場として、ホッケーその他の競技の拠点としていくことを想定している。

本事業は、東京2020大会及び後利用のため、ホッケー会場を新たに整備するものである。

4.2 内容

4.2.1 位置

計画地の位置は、図4.2-1及び写真4.2-1に示すとおり品川区八潮四丁目及び大田区東海一丁目にあり、計画地が位置する大井ふ頭中央海浜公園スポーツの森の面積は、約282,000m²である。

4.2.2 地域の概況

計画地は、「賑わいと自然あふれる海辺を目指して『海上公園ビジョン』」（平成29年5月 東京都港湾局臨海開発部海上公園課）において「運河を臨むエリア」として位置付けられている芝浦・品川・大井に位置している。このエリアの南側では、干潟や緩傾斜護岸のある海上公園が運河沿いに連続するなど、自然豊かな水辺空間が形成されており、エリアの北側では、マンションや商業施設、オフィスビルが運河沿いに建ち並び、水辺を活用した賑わいづくりも進められている。

計画地が位置する大井ふ頭中央海浜公園は、昭和53年に都民の日常生活に密着したコミュニティスポーツの対象となる施設として定着する場をめざし、さらに港湾埋立地という特殊な立地を勘案し、みどりの復元を含めた「みどり豊かな公園」として開園した。公園内は、各種のスポーツ施設を有する【スポーツの森】と、豊かな緑と水辺に親しめる【なぎさの森】の2つの森から形成されている。

平成29年2月1日現在の品川区の人口は約38万人であり、世帯数は約21万世帯である。¹

昼間人口は約53万人であり、就労者など昼間に流入する人口（昼間人口）が夜間人口を上回っており、品川区八潮四丁目においては夜間人口はない。²

また、産業別事業所数及び従業者数で見ると、品川区では卸売業、小売業の事業所が約5千事業所、従業者数が約9万人と最も多く、品川区八潮四丁目においては宿泊業、飲食サービス業及び生活関連サービス業、娯楽業の事業所が各1事業所、生活関連サービス業、娯楽業の従業者数が約30人となっている。³

平成29年2月1日現在の品川区の人口は約72万人であり、世帯数は約38万世帯である。⁴

昼間人口は約68万人、夜間人口は約69万人であり、就労者など昼間に流入する人口（昼間人口）が夜間人口を下回っているが、大田区東海一丁目においては夜間人口はない。²

また、産業別事業所数及び従業者数で見ると、大田区では卸売業、小売業の事業所が約7千事業所、従業者数が約8万人と最も多く、大田区東海一丁目においては運輸業、郵便業の事業所が8事業所、運輸業、郵便業の従業者数が約300人となっている。³

¹出典：「住民基本台帳による品川区の世帯と人口」（平成29年2月22日参照 品川区ホームページ）

<http://www.city.shinagawa.tokyo.jp/hp/menu000015000/hpg000014918.htm>

²出典：「平成22年 東京都の昼間人口」（平成29年2月22日参照 東京都ホームページ）

<http://www.toukei.metro.tokyo.jp/tyukanj/2010/tj-10index.htm>

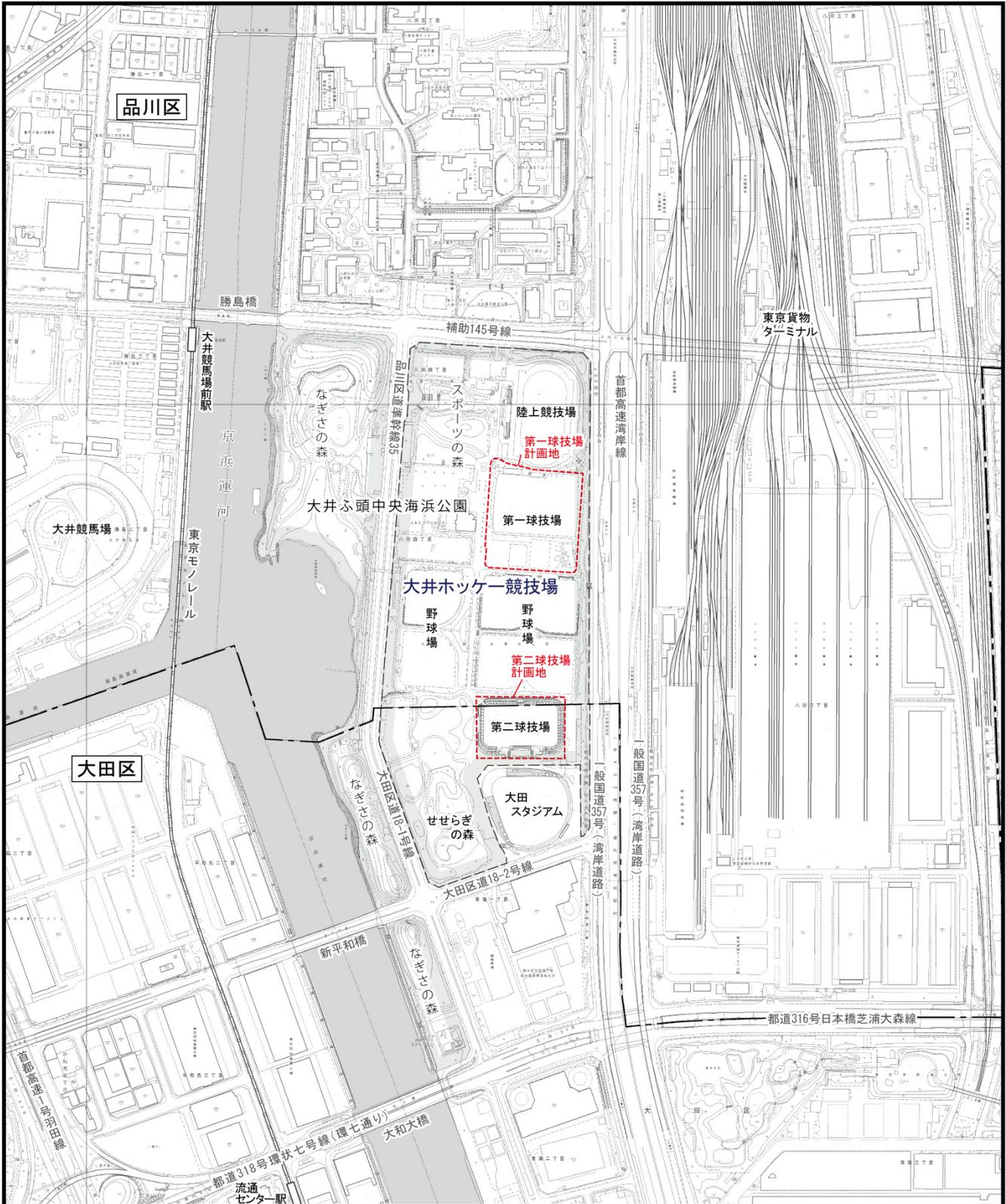
³出典：「平成26年経済センサス-基礎調査」（平成29年2月22日参照 総務省ホームページ）

<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/NewList.do?tid=000001072573>

⁴出典：「住民基本台帳による大田区の世帯と人口」（平成29年2月22日参照 大田区ホームページ）

https://www.city.ota.tokyo.jp/kuseijohou/suuji/jinkou/setai_jinkou/oota_suji2902.html

4. 大井ホッケー競技場の計画の目的及び内容



凡 例

- 計画地
- 大井ふ頭中央海浜公園
スポーツの森
- 区界
- モノレール

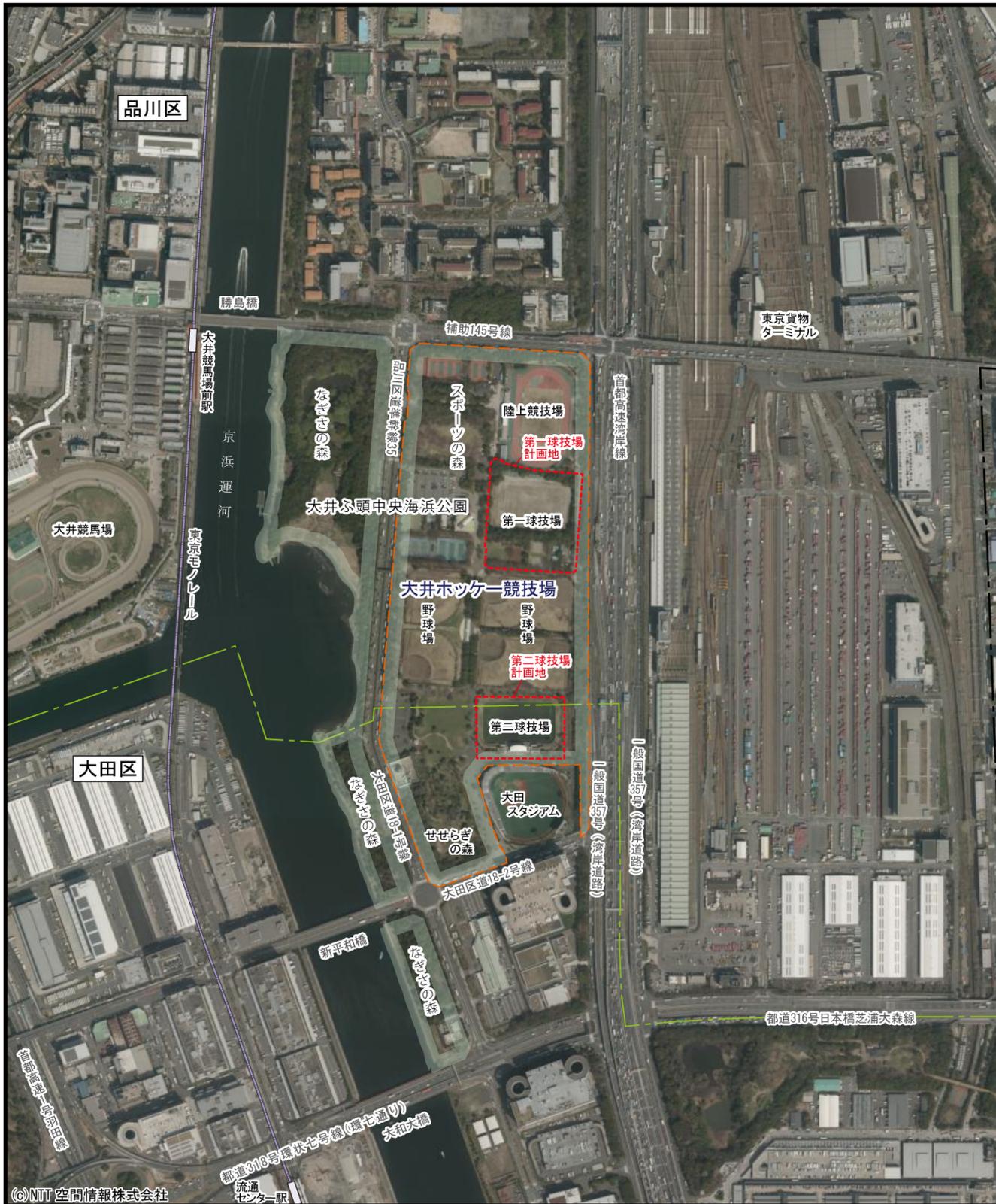


Scale 1:10,000



図 4.2-1 計画地位置図

4. 大井ホッケー競技場の計画の目的及び内容



©NTT 空間情報株式会社

凡例

- 計画地
- 大井ふ頭中央海浜公園
スポーツの森
- 区界
- モノレール



Scale 1:10,000



写真 4.2-1

計画地周辺の航空写真

4.2.3 事業の基本構想

(1) 後利用の方針

大会後の利用方法の方針は、以下のとおりである。

① ホッケーの競技力強化、普及・振興の拠点

- ・ホッケーの国際大会や主要な国内大会など、年間 23 大会の開催を目標とし、競技力向上を図る。
- ・オリンピックやその後の国際・国内大会を契機に、ホッケーの更なる普及・振興と次世代のアスリート育成を図る。

② 都民の多様なスポーツ実践の場

- ・サッカー・ラグロス・アメリカンフットボールなど都民が多様なスポーツを楽しむことができる場として活用する。
- ・グラウンドゴルフや親子体操教室等、ピッチや大会関係諸室を活用し、都民に健康増進の場を提供する。

③ 大井ふ頭中央海浜公園との連携

- ・大井ふ頭中央海浜公園全体として、総合的なスポーツ・レクリエーションの拠点、身近な自然との触れ合いの場としていく。

4.2.4 事業の基本計画

(1) 配置計画

大井ホッケー競技場の配置図及びイメージ図は、図 4.2-2 及び図 4.2-3 に示すとおりである。

大井ふ頭中央海浜公園の既存の第一球技場及びその周辺を含む第一球技場計画地内にメインピッチを配置する。メインピッチは、メインスタンド新築、フィールド整備、競技用照明設備整備を行う。また、既存の第二球技場敷地の第二球技場計画地内に、サブピッチを配置する。サブピッチは、既存スタンド改修、フィールド整備、競技用照明設備の改修を行う。

新たに整備する建築物は、メインピッチのメインスタンドであり、建築物の計画概要は、表 4.2-1 に、断面図は、図 4.2-4 に示すとおりである。

表4.2-1 建築物の概要（予定）

| 項目 | メインスタンド |
|------|-----------------------|
| 建築面積 | 約 2,790m ² |
| 延床面積 | 約 5,920m ² |
| 最高高さ | 約 22m |
| 階数 | 地上 3 階 |
| 構造 | RC 造 一部 S 造、SRC 造 |
| 用途 | 観覧場、喫茶店 |

(2) 発生集中交通量及び自動車動線計画

東京 2020 大会時及び大会後の後利用時の発生集中交通量及び自動車動線計画については、現時点では未定である。

(3) 駐車場計画

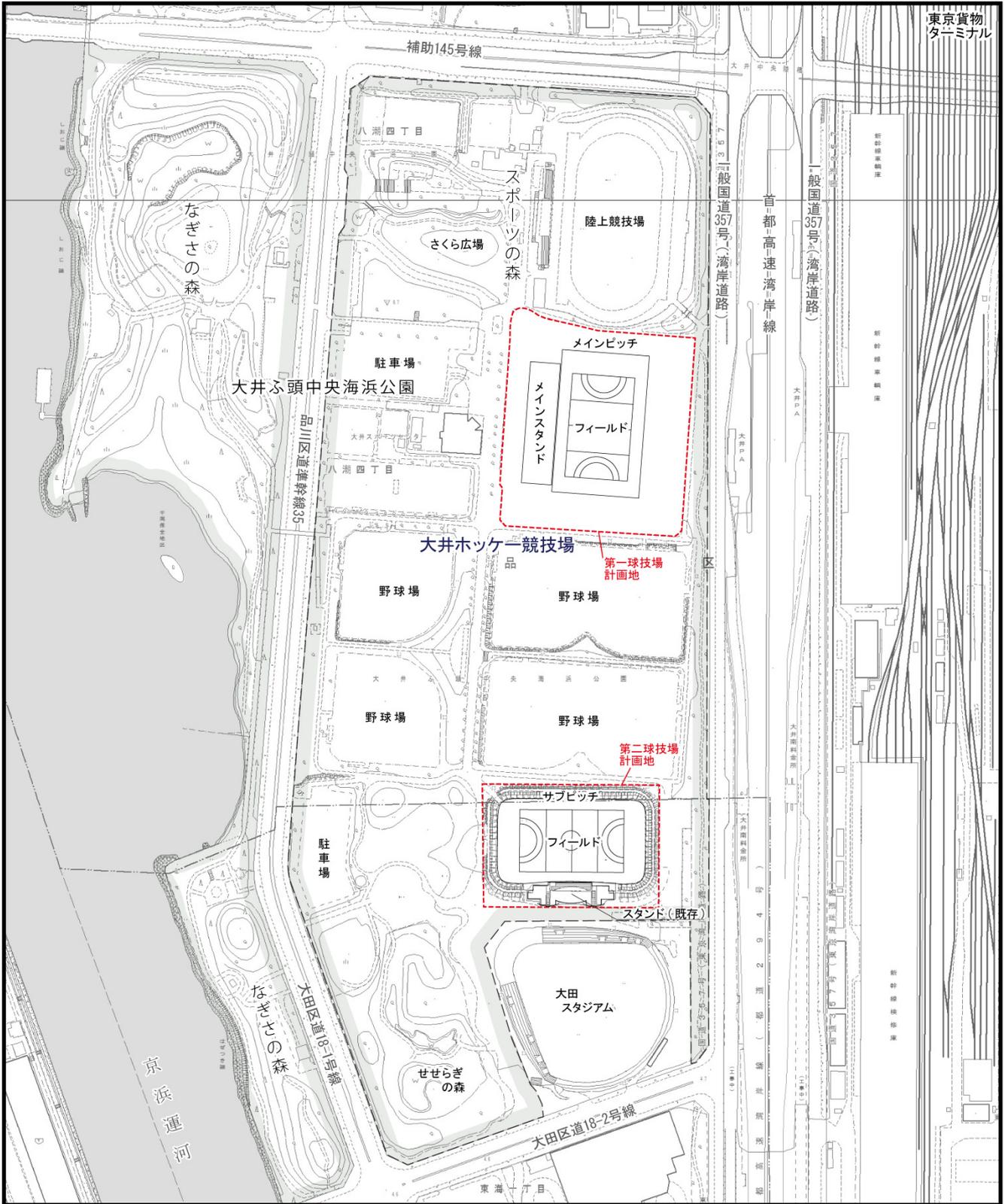
駐車場は、大井ふ頭中央海浜公園の既存の駐車場を利用する計画であるが、駐車場の増設等については、将来予測等を踏まえ今後検討する。

(4) 歩行者動線計画

計画地周辺の鉄道駅から計画地への歩行者の出入動線は、図 4.2-5 に示すとおりである。

計画地周辺の鉄道駅は、東京モノレールの大井競馬場前駅がある。大井競馬場前駅からは、補助 145 号及び品川区道準幹線 35 を経てアクセスする計画である。

4. 大井ホッケー競技場の計画の目的及び内容



凡例

- 計画地
- 大井ふ頭中央海浜公園
- スポーツの森
- 区界



Scale 1:5,000

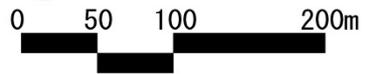


図 4.2-2 配置計画図



図 4. 2-3 イメージ図

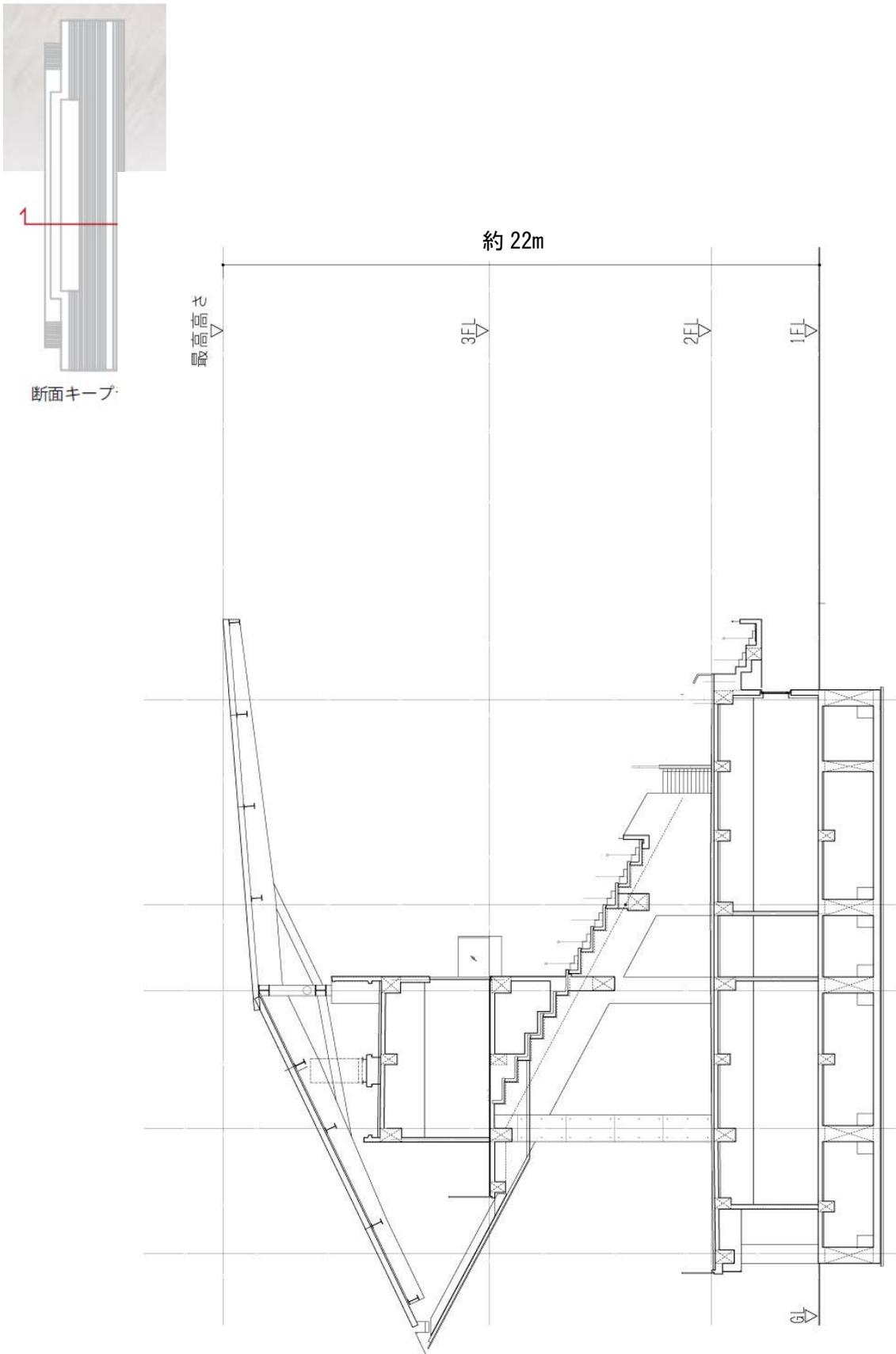
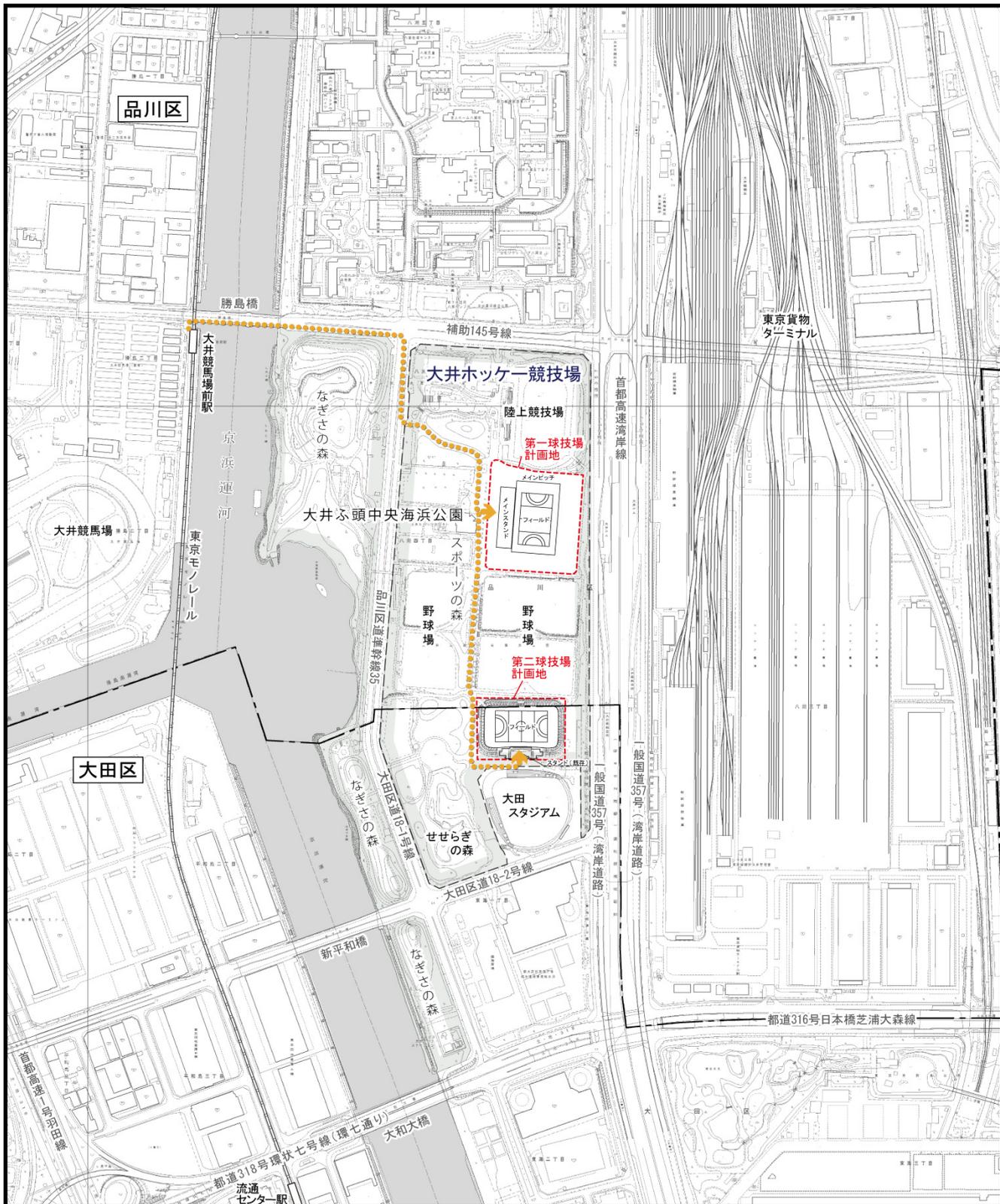


図 4.2-4 断面図 (メインスタンド)

4. 大井ホッケー競技場の計画の目的及び内容



凡例

- 計画地
- 大井ふ頭中央海浜公園
スポーツの森
- 区界
- モノレール
- ← 歩行者動線



Scale 1:10,000



図 4.2-5 歩行者動線計画図

(5) 設備計画

上水給水設備は、水道本管より引き込み受水槽及び加圧給水方式により給水する計画である。第一球技場については、メインスタンド観客席屋根への雨水を原水とし、ろ過処理した水を便所洗浄水として利用する計画である。排水は、雨水と汚水を分流し、それぞれ公共下水道へ放流する。

電力は、高圧1回線受電とする計画である。また、再生可能エネルギーを利用した発電設備として第一球技場のスタンド屋根上部及び第二球技場の屋上に、太陽光発電設備を設置する計画である。

(6) 廃棄物処理計画

建設工事に伴い発生する建設発生土及び建設廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）等に基づき、再生利用可能な掘削土砂及び廃棄物については積極的にリサイクルに努め、リサイクルが困難なものについては適切な処理を行うこととする。

工事の完了後に発生する一般廃棄物については、東京都廃棄物条例（平成4年東京都条例第140号）、品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成11年品川区条例第24号）、大田区廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成11年大田区条例第36号）等を踏まえて、関係者への啓発活動によりその排出量の抑制に努めるとともに、分別回収を行い、資源の有効利用と廃棄物の減量化を図ることとする。

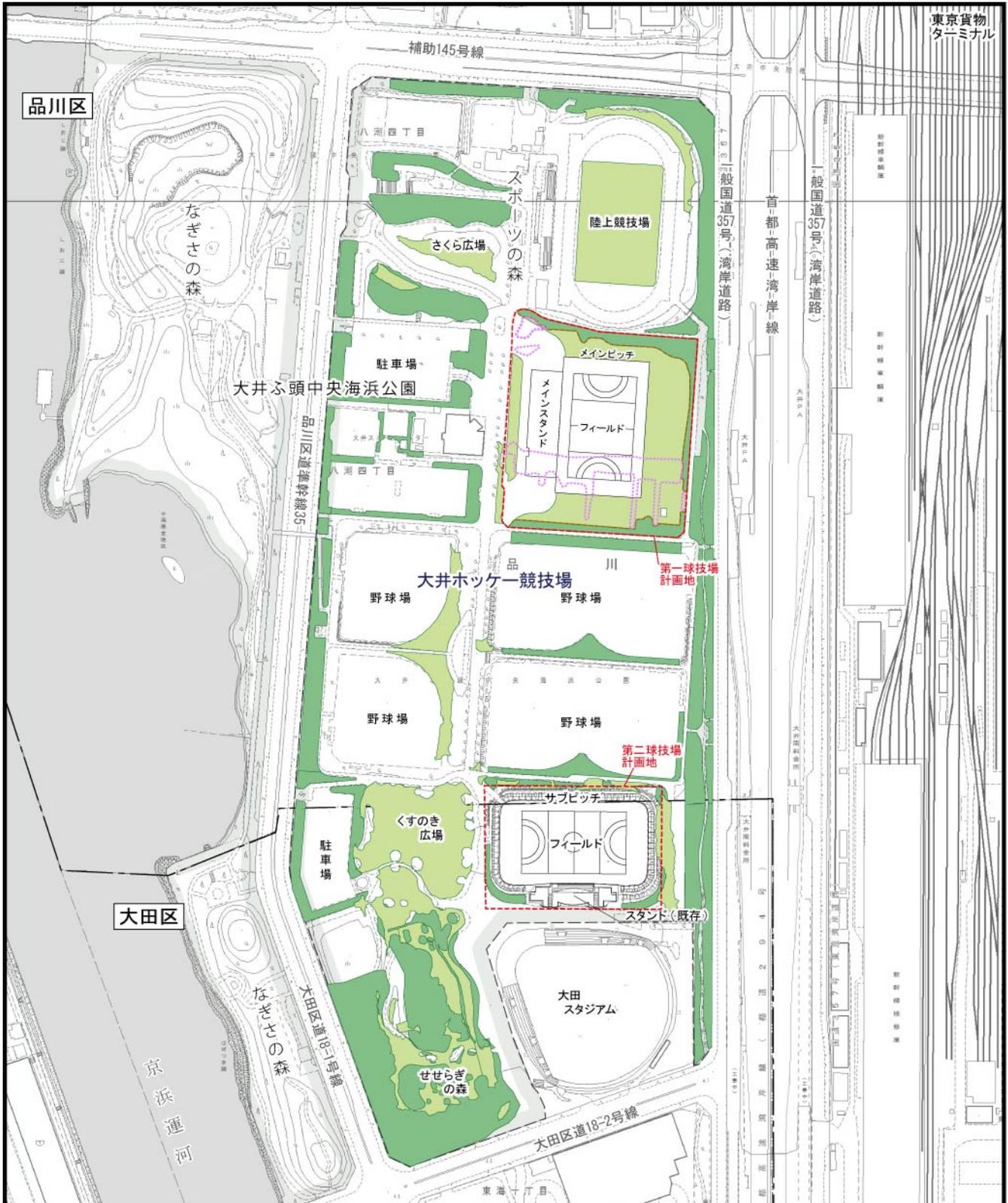
(7) 緑化計画

緑化計画は、図4.2-6に示すとおりであり、第一球技場計画地内の既存樹木が一部伐採されるが、既存のケヤキ等の樹木の保存や一部樹木を移植する計画である。また、第一球技場計画地及び第二球技場計画地を含めた「スポーツの森」敷地全体において、品川区みどりの条例（平成6年品川区条例第19号）で示された基準（緑化面積約56,110m²、接道部緑化延長約1,770m）を満たす緑化面積約62,230m²、接道部緑化延長約1,930mとする計画である。

計画地内の樹木の伐採や保存、移植の検討に当たっては樹木診断等を行い、生育不良木や枯死木など健全度が低いものや植生に影響を及ぼすおそれのある外来種を中心に伐採することとし、樹勢や樹形の良いものなど移植に適した樹木を選定した上で、移植場所を既存樹木との連続性に考慮した配置とする計画である。また、さくら広場のアプローチ経路から続くサクラにより、メインピッチへ視線を誘導する。第一球技場計画地外周部は、国際大会時の仮設スタンド設置を考慮して、芝生地として整備し、既存植栽により緑陰のある空間を確保する。施工に伴い公園内の樹木に影響が生じる場合には、伐採を最小限とし、可能な限り保存や移植を検討していく。

今後、樹木の新植を行う場合には、「植栽時における在来種選定ガイドライン」（平成26年5月 東京都環境局）等を参考に樹種を選定する計画である。

4. 大井ホッケー競技場の計画の目的及び内容



東京貨物ターミナル

凡例

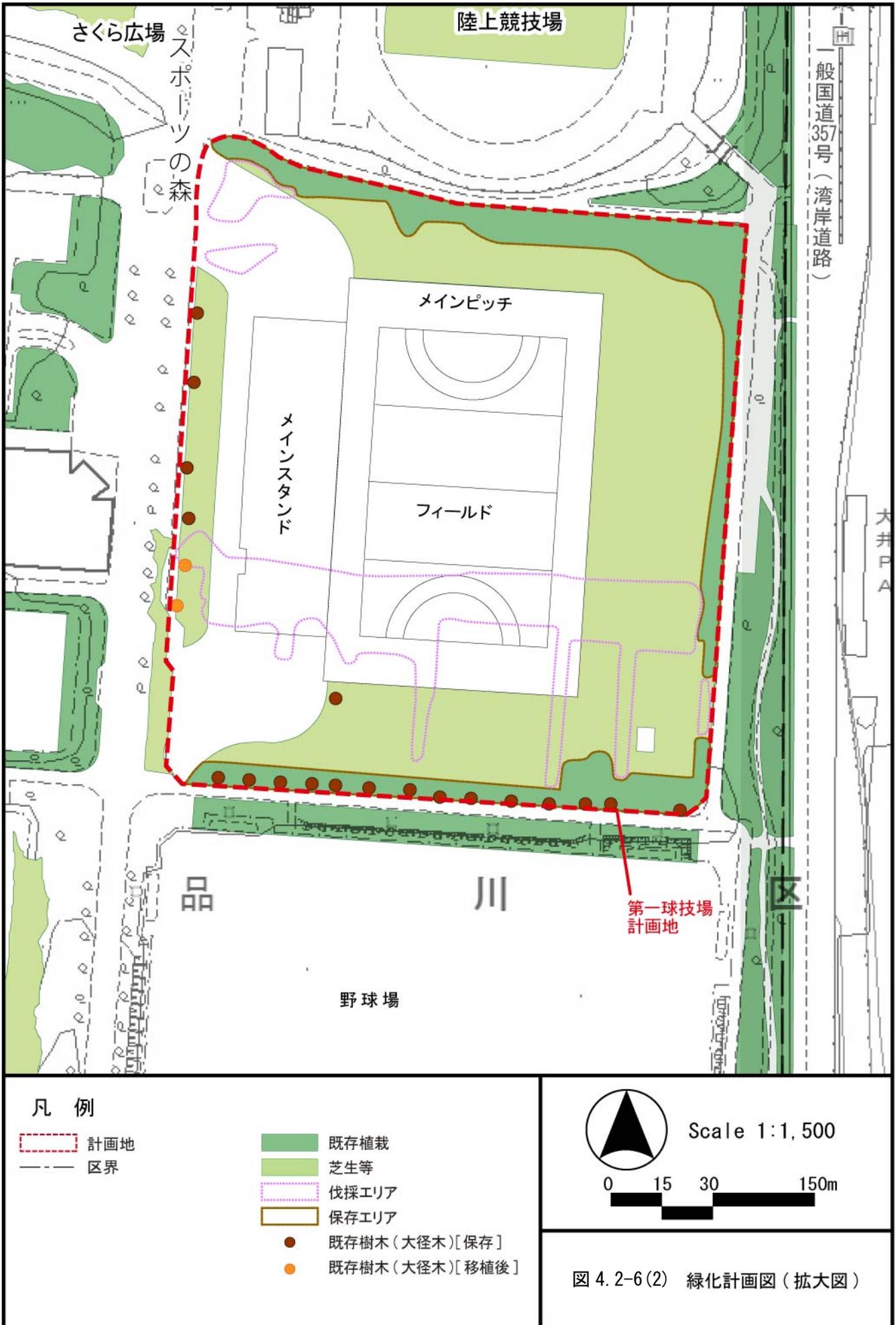
- 計画地
- 大井ふ頭中央海浜公園
- スポーツの森
- 区界
- 既存植栽
- 芝生等
- 伐採エリア
- 保存エリア



Scale 1:5,000



図 4.2-6(1) 緑化計画図



4.2.5 施工計画

以下の施工計画（工事工程、施工方法の概要、工事用車両、建設機械）については、実施設計段階の想定である。今後、受注者や関係機関等との調整により変更がありうる。

(1) 工事工程

本アセスメントの対象工事は、準備工事期間を含め平成 29 年度から平成 31 年度までの約 18 か月間を見込んでいる。

工事工程は、表 4.2-2 に示すとおりである。

表 4.2-2 全体工事工程

| 工種/工事月 | | 6 | 12 | 18 |
|--------|-----------------|---|----|----|
| 第一球技場 | 準備工事・既存撤去及び仮設工事 | ■ | | |
| | 杭・基礎工事 | | ■ | |
| | 躯体・屋根工事 | | | ■ |
| | 設備工事 | | ■ | ■ |
| | 外装・内装・仕上工事 | | | ■ |
| | 外構・フィールド工事 | | | ■ |
| 第二球技場 | 仮設工事 | ■ | | |
| | 改修工事 | | ■ | ■ |
| | フィールド工事 | | | ■ |

(2) 施工方法の概要（予定）

1) 第一球技場

ア. 準備工事・既存撤去及び仮設工事

既存建屋・埋設物の撤去等のほか、外周部に仮囲いを設置し、工事用車両通路整備、すき取り、整地等を行う。また、既存配管の切回しを行う。

イ. 杭・基礎工事

基礎工事として、既成杭を打設、掘削、基礎躯体構築、埋戻しを行う。

ウ. 躯体・屋根工事

基礎工事完了後、鉄骨建方、躯体構築、屋根架設等を行う。材料の荷揚げにはラフタークレーン、クローラークレーン等を用いて行う。

エ. 設備工事

電気、空調、給水衛生の設備工事、昇降機設備の設置工事を行う。

オ. 外装・内装・仕上工事

外部足場を構築し、外装仕上工事を行う。また、内装、仕上工事を行う。

カ. 外構・フィールド工事

外構部の造成、植栽等を行う。また、フィールドの整備を行う。

2) 第二球技場

ア. 仮設工事

外周部に仮囲いを設置し、外部足場を設置する。

イ. 改修工事

既存スタンドの内装改修、昇降機の新設、電気、空調、給水衛生の設備工事を行う。

ウ. フィールド工事

フィールドの整備を行う。

(3) 工事用車両

工事用車両の主な走行ルートは、図 4.2-7 に示すとおりである。

工事用車両の走行に伴う沿道環境への影響を極力小さくするため、工事用車両は、主に首都高速湾岸線、一般国道 357 号（湾岸道路）、都道 318 号環状七号線（環七通り）等の幹線道路からアプローチし、補助 145 号、品川区道準幹線 35、大田区道 18-1 号線及び大田区道 18-2 号線を経て、出入場するルートを検討している。

工事用車両台数のピークは、工事着工後 7 か月目であり、工事用車両台数は、ピーク日において大型車 70 台/日、小型車 50 台/日、合計 120 台/日を予定している。

工事用車両の走行に当たっては、沿道環境への配慮のため、極力、沿道に住宅等が存在しない湾岸道路等を利用するほか、適切なアイドリングストップ等のエコドライブや安全走行の徹底、市街地での待機や違法駐車等をすることがないように、運転者への指導を徹底する。

(4) 建設機械

各工種において使用する主な建設機械は、表 4.2-3 に示すとおりである。

建設機械の稼働に当たっては、周辺に著しい影響を及ぼさないように、工事の平準化に努めるなど事前に作業計画を十分検討する計画としている。また、工事に使用する建設機械は、周辺環境への影響に配慮して、排出ガス対策型建設機械及び低騒音型の建設機械を積極的に採用するとともに、不必要な空ぶかしや急発進等の禁止の徹底、不要なアイドリングの防止に努める等、排出ガスの削減及び騒音の低減に努める。

表 4.2-3 主な建設機械（予定）

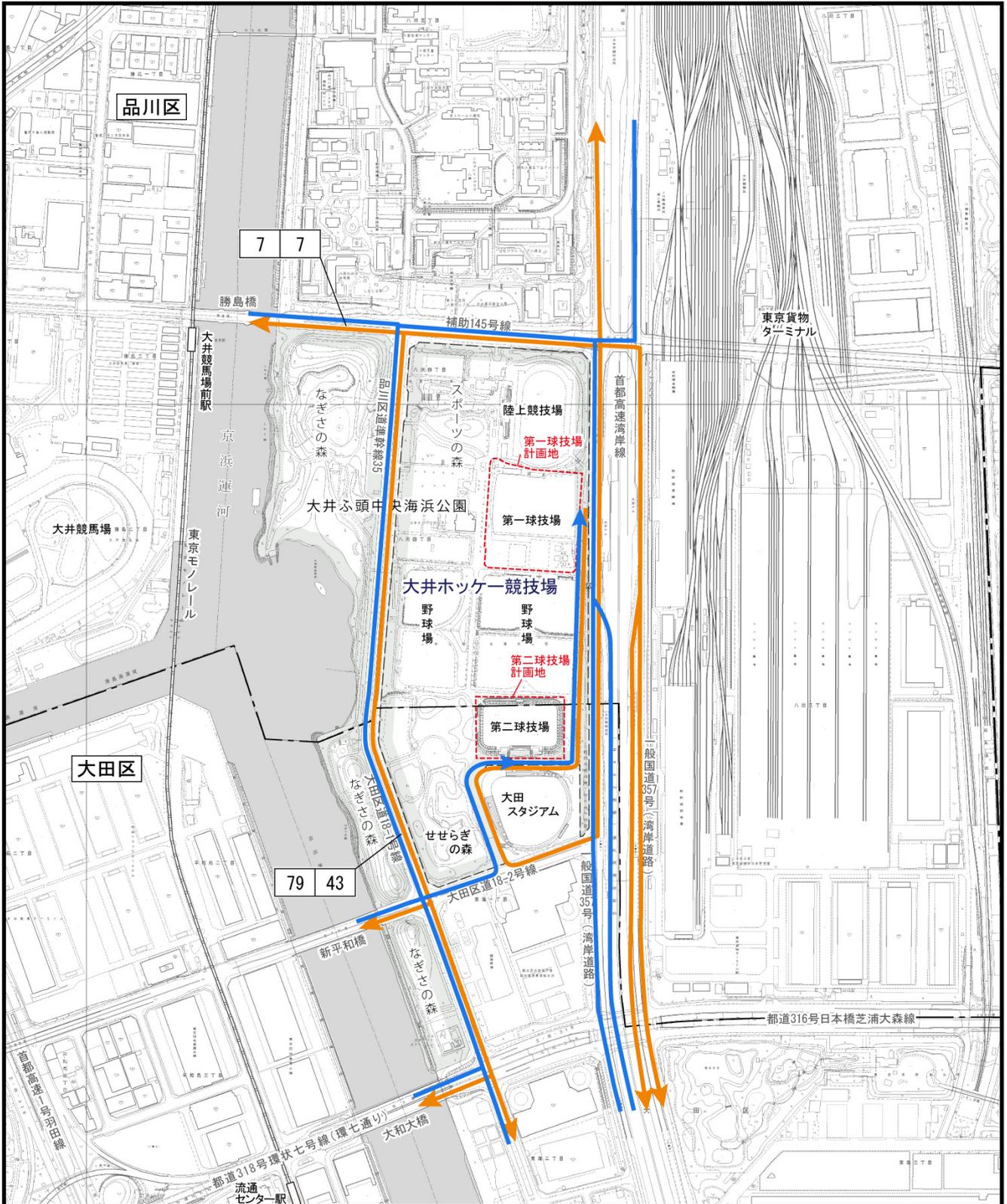
| 工種 | | 主な建設機械 |
|-----------|---------------------|-------------------------------------|
| 第一 球技場 | 準備工事・既存撤去 及び仮設工事 | ブルドーザー、バックホウ |
| | 杭・基礎工事 | 三点式杭打機、クローラークレーン、バックホウ、コンクリートポンプ車 |
| | 躯体・屋根工事 | ラフタークレーン、クローラークレーン、コンクリートポンプ車 |
| | 設備工事 | ラフタークレーン |
| | 外装・内装・仕上工事 | ラフタークレーン |
| | 外構・フィールド工事 | ブルドーザー、バックホウ、ラフタークレーン、アスファルトフィニッシャー |
| 第二 球技場 | 仮設工事 | ラフタークレーン |
| | 改修工事 | ラフタークレーン |
| | フィールド工事 | ブルドーザー、バックホウ |

注) 建設機械の種類は今後変更の可能性がある。

4.2.6 供用の計画

本事業で整備する大井ホッケー競技場は、平成 31 年度に竣工し、テストイベント及び東京 2020 大会を行う計画である。また、東京 2020 大会開催後には、都内有数の多目的人工芝競技場として、ホッケーその他の競技の拠点として広く一般に供用する計画である。

4. 大井ホッケー競技場の計画の目的及び内容



凡例

- 計画地
- 大井ふ頭中央海浜公園
スポーツの森
- 区界
- モノレール
- ➔ 工事用車両集中ルート
- ➔ 工事用車両発生ルート

| | |
|-----------------------|-----------------------|
| 工事用車両(集中) 交通量(台/日) | 工事用車両(発生) 交通量(台/日) |
|-----------------------|-----------------------|



Scale 1:10,000



図 4.2-7 工事用車両の走行ルート

4.2.7 環境保全に関する計画等への配慮の内容

本事業にかかわる主な環境保全に関する上位計画としては、「東京都環境基本計画」、「第二次品川区環境計画」、「大田区環境基本計画」等がある。環境保全に関する計画等への配慮事項は、表4.2-4(1)～(7)に示すとおりである。

表4.2-4(1) 環境保全に関する計画等への配慮の内容

| 計画等の名称 | 計画等の概要 | 本事業で配慮した事項 |
|------------------------|---|---|
| 東京都環境基本計画 (平成28年3月) | <ul style="list-style-type: none"> ・「世界一の環境先進都市・東京」の実現 ◆スマートエネルギー都市の実現 ◆3R・適正処理の促進と「持続可能な資源利用」の推進 ◆自然豊かで多様な生きものと共生できる都市環境の継承 ◆快適な大気環境、良質な土壌と水循環の確保 ◆環境施策の横断的・総合的な取組 | <ul style="list-style-type: none"> ・第一球技場のスタンド屋根上部及び第二球技場の屋上に、太陽光発電設備を設置する。 ・伐採樹木については、中間処理施設へ搬出し、チップ化等によるマテリアルリサイクルとしての利用を検討する。 ・掘削工事等に伴い発生する建設発生土は現場内利用を基本とするが、場外搬出を行う場合は、受入基準を設定している受入機関を選定し、その受入機関の受入基準への適合を確認した上で、建設発生土受入地における有効利用量を確認して搬出を行う。 ・杭工事に伴い発生する建設泥土については、場外へ搬出する場合には、再資源化施設に搬出する。 ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づく特定建設資材廃棄物については現場内で分別解体を行い、可能な限り現場内利用に努め、現場で利用できないものは現場外で再資源化を行う。 ・建設工事に伴い生じた再利用できない廃棄物は、運搬・処分の許可を得た業者に委託して処理・処分を行い、その状況はマニフェストにより確認する。なお、アスベストを含有する建材の撤去にあたっては、法令等に従い飛散をしない方法で除去を行い、産業廃棄物として適切に処分を行う。 ・区の分別方法に従い、びん、かん、ペットボトル等は、資源として分別回収を行う計画とする。 ・施設等の稼働に当たっては、東京都「持続可能な資源利用」に向けた取組方針も踏まえ、事業系廃棄物の分別回収等、廃棄物の循環利用を進める。 ・既存のケヤキ等の樹木の保存や一部樹木を移植する計画である。また、第一球技場計画地及び第二球技場計画地を含めた「スポーツの森」敷地全体において、品川区みどりの条例(平成6年品川区条例第19号)で示された基準を満たす計画である。 ・計画地内の樹木の伐採や保存、移植の検討に当たっては樹木診断等を行い、生育不良木や枯死木など健全度が低いものや植生に影響を及ぼすおそれのある外来種を中心に伐採することとし、樹勢や樹形の良いものなど移植に適した樹木を選定した上で、移植場所を既存樹木との連続性に考慮した配置とする計画である。 ・第一球技場計画地外周部は、国際大会時の仮設スタンド設置を考慮して、芝生地として整備し、既存植栽との連続性を確保する計画である。 |

表4. 2-4(2) 環境保全に関する計画等への配慮の内容

| 計画等の名称 | 計画等の概要 | 本事業で配慮した事項 |
|----------------------------------|---|---|
| 緑の東京計画 (平成12年12月) | <ul style="list-style-type: none"> ・あらゆる工夫による緑の創出と保全 | <ul style="list-style-type: none"> ・既存のケヤキ等の樹木の保存や一部樹木を移植する計画である。また、第一球技場計画地及び第二球技場計画地を含めた「スポーツの森」敷地全体において、品川区みどりの条例（平成6年品川区条例第19号）で示された基準を満たす計画である。 ・計画地内の樹木の伐採や保存、移植の検討に当たっては樹木診断等を行い、生育不良木や枯死木など健全度が低いものや植生に影響を及ぼすおそれのある外来種を中心に伐採することとし、樹勢や樹形の良いものなど移植に適した樹木を選定した上で、移植場所を既存樹木との連続性に考慮した配置とする計画である。 ・第一球技場計画地外周部は、国際大会時の仮設スタンド設置を考慮して、芝生地として整備し、既存植栽との連続性を確保する計画である。 |
| 「緑の東京10年プロジェクト」基本方針 (平成19年6月) | <ul style="list-style-type: none"> ・街路樹の倍増などによる緑のネットワークの充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・既存のケヤキ等の樹木の保存や一部樹木を移植する計画である。また、第一球技場計画地及び第二球技場計画地を含めた「スポーツの森」敷地全体において、品川区みどりの条例（平成6年品川区条例第19号）で示された基準を満たす計画である。 ・計画地内の樹木の伐採や保存、移植の検討に当たっては樹木診断等を行い、生育不良木や枯死木など健全度が低いものや植生に影響を及ぼすおそれのある外来種を中心に伐採することとし、樹勢や樹形の良いものなど移植に適した樹木を選定した上で、移植場所を既存樹木との連続性に考慮した配置とする計画である。 ・第一球技場計画地外周部は、国際大会時の仮設スタンド設置を考慮して、芝生地として整備し、既存植栽との連続性を確保する計画である。 |
| みどりの新戦略ガイドライン (平成18年1月) | <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設におけるみどりの創出 | <ul style="list-style-type: none"> ・既存のケヤキ等の樹木の保存や一部樹木を移植する計画である。また、第一球技場計画地及び第二球技場計画地を含めた「スポーツの森」敷地全体において、品川区みどりの条例（平成6年品川区条例第19号）で示された基準を満たす計画である。 ・計画地内の樹木の伐採や保存、移植の検討に当たっては樹木診断等を行い、生育不良木や枯死木など健全度が低いものや植生に影響を及ぼすおそれのある外来種を中心に伐採することとし、樹勢や樹形の良いものなど移植に適した樹木を選定した上で、移植場所を既存樹木との連続性に考慮した配置とする計画である。 ・第一球技場計画地外周部は、国際大会時の仮設スタンド設置を考慮して、芝生地として整備し、既存植栽との連続性を確保する計画である。 |

表4.2-4(3) 環境保全に関する計画等への配慮の内容

| 計画等の名称 | 計画等の概要 | 本事業で配慮した事項 |
|--------------------------------------|---|---|
| 東京都景観計画 (2011年4月改定版) (平成23年4月) | <ul style="list-style-type: none"> ・活力と魅力ある「水の都」づくり ・河川や運河沿いの開発による水辺空間の再生 | <ul style="list-style-type: none"> ・既存の第一球技場及びその周辺を含む第一球技場計画地内にメインピッチを配置し、既存の第二球技場敷地の第二球技場計画地内に、サブピッチを配置する。 |
| 東京都資源循環・廃棄物処理計画 (平成28年3月) | <ul style="list-style-type: none"> ・計画目標1 資源ロスの削減 ・計画目標2 「持続可能な調達」の普及 ・計画目標3 循環的利用の促進と最終処分量の削減 ・計画目標4 適正かつ効率的な処理の推進 ・計画目標5 災害廃棄物の処理体制 | <ul style="list-style-type: none"> ・区の分別方法に従い、びん、かん、ペットボトル等は、資源として分別回収を行う計画とする。 ・施設等の稼働に当たっては、東京都「持続可能な資源利用」に向けた取組方針も踏まえ、事業系廃棄物の分別回収等、廃棄物の循環利用を進める。 |
| 東京都建設リサイクル推進計画 (平成28年4月) | <ul style="list-style-type: none"> ・コンクリート塊等を活用する ・建設発生木材を活用する ・建設泥土を活用する ・建設発生土を活用する ・廃棄物を建設資材に活用する ・建設グリーン調達を推進する ・建築物等を長期使用する ・戦略を支える基盤を構築する | <ul style="list-style-type: none"> ・伐採樹木については、中間処理施設へ搬出し、チップ化等によるマテリアルリサイクルとしての利用を検討する。 ・掘削工事等に伴い発生する建設発生土は現場内利用を基本とするが、場外搬出を行う場合は、受入基準を設定している受入機関を選定し、その受入機関の受入基準への適合を確認した上で、建設発生土受入地における有効利用量を確認して搬出を行う。 ・杭工事に伴い発生する建設泥土については、場外へ搬出する場合には、再資源化施設に搬出する。 ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づく特定建設資材廃棄物については現場内で分別解体を行い、可能な限り現場内利用に努め、現場で利用できないものは現場外で再資源化を行う。 ・建設工事に伴い生じた再利用できない廃棄物は、運搬・処分の許可を得た業者に委託して処理・処分を行い、その状況はマニフェストにより確認する。なお、アスベストを含有する建材の撤去にあたっては、法令等に従い飛散をしない方法で除去を行い、産業廃棄物として適切に処分を行う。 |

表4. 2-4(4) 環境保全に関する計画等への配慮の内容

| 計画等の名称 | 計画等の概要 | 本事業で配慮した事項 |
|-------------------------|--|---|
| 第二次品川区環境計画 (平成25年3月) | <p>本計画では、将来像を達成するための目標として、環境の区分ごとに4つの基本目標と、1つの共通目標を設定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本目標1 持続可能な地域社会を実現する(地球環境) ・基本目標2 水とみどりがつながるまちを実現する(自然環境) ・基本目標3 健全でやすらぎのある生活環境を実現する(生活環境) ・基本目標4 快適で豊かなまちをみんなで伝え創り育てる(快適環境) ・共通目標 環境教育・環境コミュニケーションを充実する(共通) | <ul style="list-style-type: none"> ・第一球技場のスタンド屋根上部及び第二球技場の屋上に、太陽光発電設備を設置する。 ・伐採樹木については、中間処理施設へ搬出し、チップ化等によるマテリアルリサイクルとしての利用を検討する。 ・掘削工事等に伴い発生する建設発生土は現場内利用を基本とするが、場外搬出を行う場合は、受入基準を設定している受入機関を選定し、その受入機関の受入基準への適合を確認した上で、建設発生土受入地における有効利用量を確認して搬出を行う。 ・杭工事に伴い発生する建設泥土については、場外へ搬出する場合には、再資源化施設に搬出する。 ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づく特定建設資材廃棄物については現場内で分別解体を行い、可能な限り現場内利用に努め、現場で利用できないものは現場外で再資源化を行う。 ・建設工事に伴い生じた再利用できない廃棄物は、運搬・処分の許可を得た業者に委託して処理・処分を行い、その状況はマニフェストにより確認する。なお、アスベストを含有する建材の撤去にあたっては、法令等に従い飛散をしない方法で除去を行い、産業廃棄物として適切に処分を行う。 ・区の分別方法に従い、びん、かん、ペットボトル等は、資源として分別回収を行う計画とする。 ・施設等の稼働に当たっては、東京都「持続可能な資源利用」に向けた取組方針も踏まえ、事業系廃棄物の分別回収等、廃棄物の循環利用を進める。 ・既存のケヤキ等の樹木の保存や一部樹木を移植する計画である。また、第一球技場計画地及び第二球技場計画地を含めた「スポーツの森」敷地全体において、品川区みどりの条例(平成6年品川区条例第19号)で示された基準を満たす計画である。 ・計画地内の樹木の伐採や保存、移植の検討に当たっては樹木診断等を行い、生育不良木や枯死木など健全度が低いものや植生に影響を及ぼすおそれのある外来種を中心に伐採することとし、樹勢や樹形の良いものなど移植に適した樹木を選定した上で、移植場所を既存樹木との連続性に考慮した配置とする計画である。 ・第一球技場計画地外周部は、国際大会時の仮設スタンド設置を考慮して、芝生地として整備し、既存植栽との連続性を確保する計画である。 |

4. 大井ホッケー競技場の計画の目的及び内容

表4.2-4(5) 環境保全に関する計画等への配慮の内容

| 計画等の名称 | 計画等の概要 | 本事業で配慮した事項 |
|--------------------------------|---|--|
| <p>大田区環境基本計画 (平成24年3月)</p> | <p>本計画では、大田区が目指すべき環境像として、「環境と生活・産業の好循環を礎とした持続可能で快適な都市（まち）」の実現を掲げ、将来の環境像を実現するための6つの基本目標を定めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境と産業の調和の実現と好循環の創出 ・ 快適で安全な暮らしの実現 ・ 低炭素社会の構築 ・ 自然共生社会の構築 ・ 循環型社会の構築 ・ 持続可能な地域づくりのための学習と参加の場の創出 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 第一球技場のスタンド屋根上部及び第二球技場の屋上に、太陽光発電設備を設置する。 ・ 伐採樹木については、中間処理施設へ搬出し、チップ化等によるマテリアルリサイクルとしての利用を検討する。 ・ 掘削工事等に伴い発生する建設発生土は現場内利用を基本とするが、場外搬出を行う場合は、受入基準を設定している受入機関を選定し、その受入機関の受入基準への適合を確認した上で、建設発生土受入地における有効利用量を確認して搬出を行う。 ・ 杭工事に伴い発生する建設泥土については、場外へ搬出する場合には、再資源化施設に搬出する。 ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づく特定建設資材廃棄物については現場内で分別解体を行い、可能な限り現場内利用に努め、現場で利用できないものは現場外で再資源化を行う。 ・ 建設工事に伴い生じた再利用できない廃棄物は、運搬・処分の許可を得た業者に委託して処理・処分を行い、その状況はマニフェストにより確認する。なお、アスベストを含有する建材の撤去にあたっては、法令等に従い飛散をしない方法で除去を行い、産業廃棄物として適切に処分を行う。 ・ 区の分別方法に従い、びん、かん、ペットボトル等は、資源として分別回収を行う計画とする。 ・ 施設等の稼働に当たっては、東京都「持続可能な資源利用」に向けた取組方針も踏まえ、事業系廃棄物の分別回収等、廃棄物の循環利用を進める。 ・ 既存のケヤキ等の樹木の保存や一部樹木を移植する計画である。また、第一球技場計画地及び第二球技場計画地を含めた「スポーツの森」敷地全体において、品川区みどりの条例(平成6年品川区条例第19号)で示された基準を満たす計画である。 ・ 計画地内の樹木の伐採や保存、移植の検討に当たっては樹木診断等を行い、生育不良木や枯死木など健全度が低いものや植生に影響を及ぼすおそれのある外来種を中心に伐採することとし、樹勢や樹形の良いものなど移植に適した樹木を選定した上で、移植場所を既存樹木との連続性に考慮した配置とする計画である。 ・ 第一球技場計画地外周部は、国際大会時の仮設スタンド設置を考慮して、芝生地として整備し、既存植栽との連続性を確保する計画である。 |

表4.2-4(6) 環境保全に関する計画等への配慮の内容

| 計画等の名称 | 計画等の概要 | 本事業で配慮した事項 |
|---------------------------------|---|---|
| 品川区景観計画 (平成23年1月) | <p>本計画では、景観特性や景観形成の課題をふまえて、景観を構成する4つの要素（歴史・文化、自然、生活、新たなまちづくり）から導き出される景観まちづくりの5つの基本方針を定めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歴史あるまちの景観の再生と活用 ・安らぎを感じる水辺・緑環境の保全と整備 ・生活に密着した住宅景観の保全と誘導 ・活力に満ちた賑わいや調和のとれた景観の創出 ・新しいまちの景観の整備と誘導 | <ul style="list-style-type: none"> ・既存の第一球技場及びその周辺を含む第一球技場計画地内にメインピッチを配置し、既存の第二球技場敷地の第二球技場計画地内に、サブピッチを配置する。 |
| 大田区景観計画 (平成25年10月) | <p>本計画では、大田区の景観を形成している要素である「自然」、「歴史」、「生活文化」、更に空港臨海部が日本の玄関口であるという大きな特徴を踏まえて、4つの基本方針を掲げている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然を活かした景観づくり ・歴史と文化を活かした景観づくり ・地域の個性を育む景観づくり ・日本の玄関口にふさわしい景観づくり | <ul style="list-style-type: none"> ・既存の第一球技場及びその周辺を含む第一球技場計画地内にメインピッチを配置し、既存の第二球技場敷地の第二球技場計画地内に、サブピッチを配置する。 |
| 品川区水とみどりの基本計画・行動計画 (平成24年6月) | <p>本計画では、「みずとみどりが つなぐまち」を将来像に掲げ、4つの基本方針を定めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区民の安全や生き物の命を支える水と緑を守り育てる ・水とみどりが身近にある豊かな暮らしをつくる ・品川らしい水とみどりを継承しまちづくりに活かす ・区民と行政が一丸となって水とみどりを育む | <ul style="list-style-type: none"> ・既存のケヤキ等の樹木の保存や一部樹木を移植する計画である。また、第一球技場計画地及び第二球技場計画地を含めた「スポーツの森」敷地全体において、品川区みどりの条例（平成6年品川区条例第19号）で示された基準を満たす計画である。 ・計画地内の樹木の伐採や保存、移植の検討に当たっては樹木診断等を行い、生育不良木や枯死木など健全度が低いものや植生に影響を及ぼすおそれのある外来種を中心に伐採することとし、樹勢や樹形の良いものなど移植に適した樹木を選定した上で、移植場所を既存樹木との連続性に考慮した配置とする計画である。 ・第一球技場計画地外周部は、国際大会時の仮設スタンド設置を考慮して、芝生地として整備し、既存植栽との連続性を確保する計画である。 |
| 大田区緑の基本計画 (平成28年3月) | <p>本計画では、地域力を最大限に活かしつつ、新たな課題にも対応した以下の4つの基本方針を定めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域力を活かし、笑顔につながるみどりをみんなで育てる ・空からも見える骨太なみどりでたくさんの人々をもてなす ・大田区ならではの誇れる多様なみどりを未来へ引き継ぐ ・暮らしを支え、こころ豊かになるみどりを増やし、つなげる | <ul style="list-style-type: none"> ・第二球技場計画地は、既存施設の改修のみを行うため、緑化等の外構部は現状と同様となる見込みである。 |

表4.2-4(7) 環境保全に関する計画等への配慮の内容

| 計画等の名称 | 計画等の概要 | 本事業で配慮した事項 |
|----------------------------------|---|---|
| 品川区一般廃棄物処理基本計画(第3次) (平成25年3月) | 区民1人1日あたりの総排出量を削減し、34年度の資源化率を31パーセントとなることをめざす。 | <ul style="list-style-type: none"> ・区の分別方法に従い、びん、かん、ペットボトル等は、資源として分別回収を行う計画とする。 ・施設等の稼働に当たっては、東京都「持続可能な資源利用」に向けた取組方針も踏まえ、事業系廃棄物の分別回収等、廃棄物の循環利用を進める。 |
| 品川区分別収集計画 (平成28年6月) | <p>本計画を策定する意義は、循環型社会の理念を実践するべく制定された法律のひとつである「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」第8条に基づいて、一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物を分別収集し、一般廃棄物の削減や資源の有効利用の確保を図ることである。</p> <p>本計画が推進されることにより、容器包装廃棄物の減量およびリサイクルが推進されるなど、循環型社会が形成されるものである。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・区の分別方法に従い、びん、かん、ペットボトル等は、資源として分別回収を行う計画とする。 ・施設等の稼働に当たっては、東京都「持続可能な資源利用」に向けた取組方針も踏まえ、事業系廃棄物の分別回収等、廃棄物の循環利用を進める。 |
| 大田区一般廃棄物処理基本計画 (平成28年3月) | <p>計画指標1 区民1人1日あたりのごみと資源の総量(g/人日) 目標値：平成37年度 640g</p> <p>計画指標2 区民1人1日あたりの区収集ごみ量(g/人日) 目標値：平成37年度 471g</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・区の分別方法に従い、びん、かん、ペットボトル等は、資源として分別回収を行う計画とする。 ・施設等の稼働に当たっては、東京都「持続可能な資源利用」に向けた取組方針も踏まえ、事業系廃棄物の分別回収等、廃棄物の循環利用を進める。 |
| 大田区分別収集計画 (平成28年6月) | <p>本計画は、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」第8条に基づき、一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物の3Rの推進及び分別収集の実施等に関する事項を定めたものである。</p> <p>本計画の推進により、容器包装廃棄物の減量と有効利用を図り、もって、最終処分場の延命化と環境にやさしい「循環型社会の実現」「ごみのない循環のまち・おおた」の形成を目指すものである。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・区の分別方法に従い、びん、かん、ペットボトル等は、資源として分別回収を行う計画とする。 ・施設等の稼働に当たっては、東京都「持続可能な資源利用」に向けた取組方針も踏まえ、事業系廃棄物の分別回収等、廃棄物の循環利用を進める。 |

4.3 大井ホッケー競技場の計画の策定に至った経過

大井ホッケー競技場は、立候補ファイルでは既存の大井ふ頭中央海浜公園内の野球場位置にメインピッチとサブピッチを恒久施設として整備する計画であった。

その後、地元からの要望もあり、野球場の利用者への影響を極力抑制するために施設配置を変更した結果、メインピッチは第一球技場等の位置に新設し、サブピッチは第二球技場を改修して活用する計画となった。

平成27年10月に、新たに整備するオリンピック・パラリンピック競技施設の設計等について、その妥当性を確保しながら整備を進めるため、外部の専門知識を有する者から構成される「都立競技施設整備に関する諮問会議」を設置し、平成28年6月には、大井ホッケー競技場の基本設計及び後利用の方向性について意見を聴取した。

また、平成29年4月に東京都として施設運営計画を公表した。この計画において、本施設は、数少ない公共のホッケー競技場としてホッケーの競技力強化と普及・振興の場とするとともに、都民が幅広く様々なスポーツを行うことができる場、そして、公園内の他施設と連携し総合的なスポーツ・レクリエーションの拠点を形成することにより、ホッケーをはじめ様々なスポーツで利用できる多目的競技場としていくこととした。